

令和 2 年茨城県物資流通調査

(商業調査)

記入の手引

茨城県物資流通調査の概要	P 1
調査票記入上の一般的注意事項	P 2
調査項目別注意事項	P 3
よくある質問 (Q & A)	P 6

最初にお読みください

- 1 茨城県統計条例に基づき、報告義務があります。
この調査は、茨城県統計条例により県基幹統計に指定されています。
- 2 守秘義務により、記入内容の目的外使用や漏えいはありません。
この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。
徴税、その他報告者の利害に関することを利用したり、調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。
- 3 提出は令和 3 年 1 0 月 2 9 日 (金) までをお願いします。

茨城県物資流通調査の概要

1 調査の目的

この調査は、県内所在事業所の商品について、茨城県と他の都道府県との取引状況を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

別冊「品目コード一覧表」に掲げる品目を取り扱っている卸売業・小売業を営む事業所の中から、売上額等により一定の割合で選定しています。

3 調査事項

- (1) 取扱商品の品目別仕入額（年間仕入額、仕入先別割合、期首・期末手持額）
- (2) 取扱商品の品目別販売額（年間販売額、販売先別割合）

4 提出方法

同封した返信用封筒により、提出期限までに提出してください。

また、電子メールによる提出も可能です。次の手順で提出してください。

茨城県統計課のホームページ内の物資流通調査特設サイト(下記URL)にアクセスし、調査票様式(エクセルファイル)をダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/busshi2020/index.html>

ダウンロードした調査票様式ファイルに調査事項を入力し、上書き保存してください。

保存したファイルを電子メールに添付し、以下の調査専用メールアドレスあて送信してください。

メールアドレス：io@pref.ibaraki.lg.jp

I = L の小文字

期限内に提出が確認できないときは、貴事業所あてに督促・照会等をさせていただく場合がありますので、予め御了承ください。

5 提出部数

1 部（残り 1 部を貴事業所控えとしてください。）

6 提出先・問合せ先

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県 政策企画部 統計課 企画分析グループ

TEL: 029 - 301 - 2642 (直通)

FAX: 029 - 301 - 2669

電子メール: io@pref.ibaraki.lg.jp

I = L の小文字

7 本調査に関するホームページURL

「いばらき統計情報ネットワーク>分野別 産業・物流・サービス
>茨城県物資流通調査」

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/busshi2020/index.html>

調査票や記入例などがダウンロードできます。

調査票記入上の一般的注意事項

- 1 数字は全て「1, 2, 3,」のように算用数字で明瞭に記入してください。
- 2 金額で記入する項目については、**万円単位**で記入し、単位未満は四捨五入してください。
- 3 この調査票は、令和2年1月1日～12月31日の1年分について記入してください。
この期間で記入が困難な場合は、令和2年を最も多く含む1年間で記入してください。
- 4 「本票作成担当者」欄は、記入事項についての確認など問い合わせの際に使用しますので、記入者の氏名、所属部署名、連絡先を必ず記入してください。
- 5 「備考」欄には、休業中など、調査票情報に関して注意すべき事柄などを記入してください。
- 6 調査事項の中で、貴事業所では記入困難な項目については、本社等に問い合わせるなどして記入してください。

調査項目別注意事項

「A．品目コード」、「B 商品名（指定品目名）」

貴事業所で取り扱った仕入商品について、仕入額の多いものから上位 5 位までを記入してください。

指定品目及び品目コードの記入に際しては、別冊「品目コード一覧表」を参照してください。

（例 1）ハムを卸・小売している場合

「品目例示」：ハム、ベーコン、ソーセージ、ビーフン、混合製品、ハンバーグ、...

↓

「指定品目名」：その他の畜産食料品（品目コード 0 0 8）

（例 2）そう菜と弁当を卸・小売している場合

「品目例示」：そう菜、すし、弁当

↓

「指定品目名」：そう菜・すし・弁当（品目コード 0 3 3）

* 複数の商品を取り扱っている場合も、それらの商品が同一の指定品目の例示にあたるものであれば、1 つの指定品目としてまとめて記入してください。

（例 3）完成品と仕上前品（中間製品）を卸・小売している場合

・完成品のマフラー

「品目例示」：繊維製の身の回り品（ネクタイ、スカーフ、マフラー、...）

「指定品目名」：その他の衣服・身の回り品（品目コード 0 6 1）

・仕上前品の糸

「品目例示」：純綿糸、混紡績糸、...

↓

「指定品目名」：紡績糸（品目コード 0 4 5）

* 上記例のように、完成品と中間製品とで、指定品目名が異なる場合がありますので、品目例示を十分御確認ください。

「C．年間仕入額」

貴事業所の令和 2 年 1 年間における品目ごとの仕入額を記入してください。

仕入れ先からの販売奨励金や後日割戻し金等があった場合は、その額を差し引いてください。

仕入額には、同一企業の他事業所から帳簿上の振り替えにより送られてきた商品や、貴事

業所内で製造された商品も含めた額としてください。

「D．県内での仕入」

「C．年間仕入額」のうち、県内の事業所から仕入れた部分を割合（％）で記入してください。

仕入内訳が明確でない場合も、作成者の経験に基づき、可能な限り推計をお願いします。

仕入先の県内事業所は、以下の4つに区分して記入してください。

（1）自店内製造：貴事業所が製造した商品を仕入れた部分

この場合は製造原価を仕入額とみなしてください。

（2）本・支店間移動：同一企業のお事業所（本店・支店・工場等）で製造した商品を仕入れた部分（帳簿上の商品振り替え）

本・支店のいずれかが県外に所在する場合には、この欄ではなく、「E．県外からの仕入」欄に記入してください。

（3）生産業者：県内に所在する生産業者から直接仕入れた部分

原材料等を下請企業等に支給し、委託加工させた部分もこれに含めてください。この場合の仕入額は、支給原材料費＋支払加工賃とします。

（4）商業者・その他：卸売業者・小売業者から仕入れた部分

また、次のような場合もこれに含めてください。

・生産業者直営の販売事業所（＊）から仕入れた場合

＊企業内の営業部門として機能している本店・支店等

・一般家庭等から古紙、空き缶、鉄くず等を購入した場合

「E．県外からの仕入」、「F．国外からの仕入れ（直輸入）」

「C．年間仕入額」のうち、県外及び国外事業所から仕入れた部分を割合（％）で記入してください。

県内（D）・県外（E）・国外（F）を合算すると100％になるよう記入してください。

「G．期首手持額」、「H．期末手持額」

貴事業所が販売の目的で所有している商品の年初における手持額をG欄に、年末における手持額をH欄に記入してください。

「I．品目コード」、「J．商品名（指定品目名）」

上記「1．商品の仕入額」のA・B欄と同じものを記入してください。

「K．年間販売額」

貴事業所の令和2年1年間における品目ごとの販売額を記入してください。

同一企業の他事業所から帳簿上の振り替えにより送った商品についても、販売額に含めてください。

「L．県内での販売」

「K．年間販売額」のうち、県内の事業所へ販売した部分を割合（％）で記入してください。

販売先内訳が明確でない場合も、作成者の経験に基づき、可能な限り推計をお願いします。販売先の県内事業所は、以下の５つに区分してください。

（１）本・支店間移動：同一企業の他事業所（本店・支店・工場等）で製造した商品を販売した部分（帳簿上の商品振り替え）

本・支店のいずれかが県外に所在する場合には、この欄ではなく、「M．県外への販売額」欄に記入してください。

（２）卸売業者：卸売業者へ商品を卸売した部分

（３）小売業者：小売業者へ商品を卸売した部分

（４）産業用使用者：商業者、建設業者、サービス業者、飲食店、官公庁等へ、産業用（業務用）として商品を販売した部分
事務用機器や陳列棚等、業務に必要な設備を商店等に販売した場合もこれに含めます。

（５）一般消費者：一般家庭や個人へ直接販売した部分

「M．県外への販売額」、「N．国外への販売額」

「K．年間販売額」のうち、県外及び国外事業所へ販売した部分を割合（％）で記入してください。

県外の方への販売は「県外」に、国外の方への販売は「国外」に、可能な限り区分してください。

詳しい区分情報がない場合は、これまでの経験から、可能な限り、それぞれ分けて記入をお願いします。

県内（L）・県外（M）・国外（N）を合算すると１００％になるよう記入してください。

よくある質問（Q & A）

Q 1：どうしても提出しないとだめなのか。

A 1：県基幹統計であり、茨城県統計条例に基づき報告義務があります。
御協力をよろしくお願いいたします。

Q 2：調査結果はどう利用するのか。

A 2：個別の事業所が明らかにならないようにして集計結果を公表します。また、茨城県産業連関表（ ）作成のための基礎資料とします。

茨城県産業連関表

茨城県において一定期間（通常１年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。

本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます。

Q 3：調査の封筒が事業所（店舗）に届いたが、事業所ごとに記入するのか。

A 3：事業所ごとの内容を記入し提出してください。実際の記入者は事業所の方でも本社の方でも構いません。

Q 4：調査票様式が２枚入っていたが。

A 4：１枚は提出用、１枚は提出者保管用（控え）です。

記入した１枚をコピーし、記入したものを提出用、コピーを保管用としていただいても構いません。内容についてこちらから確認させていただくこともありますので、控えを取り保管してください。

Q 5：調査票を紛失・破損してしまった。

A 5：茨城県統計課のホームページ上で、調査票のダウンロードが可能です。

ダウンロードした調査票に記入して提出してください。

本調査に関するホームページURL

「いばらき統計情報ネットワーク＞分野別 産業・物流・サービス
＞茨城県物資流通調査」

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/busshi2020/index.html>

Q 6：品目数が多すぎて書ききれない。

A 6：取り扱っている商品すべてではなく、仕入額が多い上位５品目について記入いただけ

れば結構です。

Q 7 : パソコン上で提出可能か。

A 7 : 電子メールによる提出が可能です。以下の手順で提出してください。

茨城県統計課のホームページにアクセスし、調査票(エクセルファイル)をダウンロードしてください。

調査票に調査事項を入力してください。

I = L の小文字

調査票を専用アドレス (io@pref.ibaraki.lg.jp) に送信してください。

Q 8 : 対象期間中に、事業所が閉鎖した。

A 8 : 閉鎖前までの状況を記入し提出してください。

なお、備考欄にもいつ閉鎖したかなど記入してください、

Q 9 : 前回調査での自事業所の記入内容は教えてもらえるか。

A 9 : 同一企業の同一事業所であっても、前回調査に対して提出いただいた内容はお教えできませんので御了承ください。

前回と比較した上で照会することはありませんので、現在の状況を記入してください。